

子どもの健やかな育ちを社会全体で応援します！

## 子ども手当が始まりました

4月から「子ども手当」制度が始まりました。子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子ども1人につき月額13,000円をその親などに支給する制度です。



子どもたちに笑顔あふれる未来を

### ▶支給対象となる子ども

満15歳到達以後、最初の3月31日までの間にある子ども  
※児童手当制度は小学校終了前の子どもが対象で、支給される親などの所得制限がありました。子ども手当は中学校修了前まで支給対象が拡大したほか、所得制限もありません。

▶手当の額／対象となる子ども1人につき月額13,000円。

▶支給資格者／子どもを監護し、生計を同一にする父、母など

※父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、生計を維持する方になります。

### ▶受給の手続きなど

#### ●児童手当を受給していた方

3月まで児童手当を受給していた方(4月から中学校1年生になったお子さんを含みます)、または3月中に出生や転入などで児童手当の手続きを行った方は、基本的に申請の手続きは必要ありません。

#### ●中学校2・3年生のお子さんをお持ちの方

これまで児童手当の支給対象ではなく、今回新たに子ども手当の支給対象となった中学校2・3年生のお子さんがいらっしゃる方は、申請の手続きが必要です。

#### ●児童手当を受給していなかった方

所得が児童手当所得制限限度額を超えていたなどで児童手当を受給していなかった方で、子ども手当支給の対象となる中学校終了までのお子さんがいらっしゃる方は、申請の手続きが必要です。

### ▶申請の方法

申請の手続きが必要な対象世帯には、4月中旬ころに「子ども手当認定請求書、または子ども手当額改定認定請求書」を個別に送付します。添付書類を整備の上、9月30日(木)までに申請ください。9月30日までに申請をいただければ、4月分からの手当を受給できます。万が一9月30日を過ぎてしまった場合は、申請した月の翌月分からの受給となってしまいますので、ご注意ください。

子ども手当の最初の支給は6月になります。5月末日までに手続きをされた方には、6月に4～5月分の手当が支給されます。

公務員の方は勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

町では、申請を受け付けた後、申請内容を審査の上、認定通知書を送付します。

### ▶手当の支給

6月、10月、2月の年3回で、前月分までの手当が支給されます。6月は4・5月の2カ月分の手当となり、10月は6～9月の4カ月分、2月は10～1月の4か月分が支給されます。

支給は原則として口座振込となります。

※子ども手当制度の開始に伴い、4月以降、原則として児童手当は支給されませんが、児童手当を受給していた方については、今年の6月に限り、子ども手当とは別に平成21年度分(平成22年2・3月分)の児童手当が支給されます。

### 子どものための手当です

子ども手当の趣旨は、最初にあるとおり「時代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する」というものです。子ども手当を受給した方は、子ども手当の趣旨に沿って手当を用いる義務があります。

お子さんの将来の夢は何ですか？お子さんの将来を考え、有効に用いていただくようお願いします。

お子さんの育ちにかかわる費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当をお子さんの育ちと関係のない用途に用いることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について、十分にご理解ください。

### 寄附することもできます

子ども手当の全部、または一部の支給を受けずに、町に寄附して、子どもや子育て支援の事業に生かしてほしいという方は、簡単に寄附を行うことのできる手続きもあります。関心のある方はお問い合わせください。

□問い合わせ先／役場こども未来課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

# インターネット公売を 実施します

町では、税負担の公平性の確保および収納率の向上を図るため、滞納者から差し押さえた財産を、ヤフー(株)の官公庁オークションを利用して公売を実施します。

▶公売参加申込期間／4月13日(火)13時～4月26日(月)23時まで。

※Yahoo!官公庁オークションへの公売財産情報の掲載は、4月13日(火)13時からになります。

▶公売実施期間／5月7日(金)13時～5月14日(金)13時まで。

### ▶公売物件

●物件1／高栄2丁目149番24 雑種地(現況:宅地) 370㎡

●物件2／美里5丁目22番100 原野(現況:宅地) 476㎡

▶公売保証金／有(公売保証金を納付しなければ入札に参加できません)

▶買受代金納付期限／5月25日(火)14時30分まで。

※注意事項／町税の納付により、予告なく公売を中止することがあります。あらかじめご了承ください。

インターネット公売についての詳細は、町のホームページでご確認ください。

URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/03kurashi/10seikatsu/05zeikin/index.html>

□問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

## 地域づくりを応援!!

平成22年度地域づくり活動支援事業

# 補助金交付希望団体を募集します

地域の自主性と自立性を尊重し、町や地域にとって有効で、公益性が見込まれる事業に対し、補助することを目的とする「弟子屈町地域づくり活動支援事業補助金交付規則」に基づき、補助金交付希望団体の募集を行います。

### 【補助対象者】

町内において、地域づくり活動を継続的に推進する自治会およびコミュニティ団体など(会社法に定められている会社および営利団体を除く)

### 【補助金額】

補助対象経費の2/3以内(ただし、1事業につき10万円が限度です)

### 【補助対象事業】

- ①公益性が認められる事業
- ②地域の活性化につながる事業など  
(独立採算の事業・国、道もしくは町から別の補助金の交付を受けようとする事業は、対象となりません)

### 【補助対象例】

地域のイベントの開催、地域のための奉仕活動、セミナーの開催など

### 【募集期間】

5月28日(金)まで

地域づくり活動支援事業補助金の利用状況(平成21年度実績)

| 実施団体                           | 実施事業                | 事業内容および効果   |
|--------------------------------|---------------------|---|
| 屈斜路自治会                         | 屈斜路観光マップ作り          | 屈斜路観光マップの作成により、地域住民の地域振興と観光振興に対する意識の向上と、屈斜路地区への観光客誘致が図られた。                                    |
| 弟子屈町屈斜路古丹アイヌ文化保存会              | アイヌ文化保存・伝承活動事業      | 町総合文化祭への参加や、町内児童・生徒へのアイヌ文化伝承講座の実施により、アイヌの伝統や文化に関する知識の普及が図られた。                                 |
| 釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウエイルート運営代表者会議 | オータムフェスタ2009(in弟子屈) | 地域交流・観光・環境活動・地場産品などのPRイベントを開催することにより、町民の交流の場を提供でき、観光客へのPRもできた。観光客へのアンケート調査結果を、今後の地域づくりに反映できる。 |

□問い合わせ先／役場企画財政課企画係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)